

平成23年加美町議会第3回定例会会議録第3号

平成23年9月28日（水曜日）

出席議員（20名）

1番	下山孝雄君	2番	尾形明君
3番	三浦英典君	4番	三浦又英君
5番	高橋聡輔君	6番	木村哲夫君
7番	近藤義次君	8番	吉岡博道君
9番	工藤清悦君	10番	一條寛君
11番	佐藤善一君	12番	米木正二君
13番	沼田雄哉君	14番	猪股信俊君
15番	新田博志君	16番	伊藤淳君
17番	高橋源吉君	18番	伊藤由子君
19番	伊藤信行君	20番	一條光君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	猪股洋文君
副町長	吉田恵君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	早坂宏也君
会計管理者兼会計課長	柳川文俊君
政策推進室長	今野幸伸君
危機管理室長	早坂俊一君
庁舎建設準備室長	猪股清信君
町民課長	畠山和幸君
税務課長	鈴木裕君
特別徴収対策室長	渡邊光彦君
農林課長	猪股雄一君

農業振興対策室長	鎌田良一君
森林整備対策室長	高橋洋君
商工観光課長	日野俊児君
建設課長	田中壽巳君
保健福祉課長	佐藤勇悦君
子育て支援室長	吉岡悦子君
地域包括支援センター所長	高橋ちえ子君
上下水道課長	田中正志君
小野田支所長	早川栄光君
宮崎支所長	佐竹久一君
総務課長補佐	佐藤敬君
教育長	土田徹郎君
教育総務課長	竹中直昭君
社会教育課長	鈴木啓三君
体育振興課長	大類恭一君
農業委員会会長	兔原伸一君
農業委員会事務局長	早坂安美君
代表監査委員	小山元子君

事務局職員出席者

事務局長	高橋啓君
次長	熊谷和寿君
議事調査係長	橋本幸文君
主査	佐藤礼実君

議事日程 第3号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

午前10時00分 開議

○議長（一條 光君） 皆さん、おはようございます。本日は大変御苦労さまです。

議員各位並びに職員の皆様に申し上げます。脱衣を許可いたします。

ただいまの出席議員は19名であります。1番下山孝雄君より遅参届が出ております。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（一條 光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、9番工藤清悦君、10番一條 寛君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（一條 光君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問の順序は、一昨日に引き続き、通告のあった順序で行います。

通告8番、18番伊藤由子さんの一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔18番 伊藤由子君 登壇〕

○18番（伊藤由子君） 通告に従いまして、2点について質問いたします。

1、住民参加による協働のまちづくりについて。

合併から来年で10年を迎えます。当初の目標や願いなど、原点に立ち返って新たな出発をすべきときなのではないかと考えます。それに当たって、総合計画にある住民と行政の協働による自立するまちについて、早速着手しようと考えている具体例について伺います。

二つ目、自立するまちの理念について伺います。

三つ目、定住促進検討委員会の進捗状況と今後について伺います。

大きい質問の2点目、放射線量の地域差と子どもへの対策について。

原発事故からはや半年を過ぎました。空間放射線量の測定開始からも約2カ月が経過しております。測定値を観察すると、町内の数箇所が比較的高い値のまま経過していることがわかっています。

一つ、地域差による放射線量の差異をどう受けとめ考えているのかお伺いします。

二つ目、放射線量を測定し住民の不安解消に努めるという対応のほかに、町として検討している点について伺います。

3点目、主に保育所、幼稚園、小中学校において、これまでとってきた対策について伺います。以

上です。

○議長（一條 光君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 本日は一般質問の2日目でございます。よろしくお願いいたします。

また、本日も多くの町民の方々が傍聴に来ていただきまして、心から御礼を申し上げます。

それでは、伊藤由子議員の御質問にお答えいたします。

まず、最初の御質問は、住民参加による協働のまちづくりについてでありました。

総合計画にある「住民と行政の協働による自立するまち」という理念でございますけれども、加美町の総合計画の中には、「ゆとりと豊かさを享受でき、子どもから高齢者まで生きがいをもって創造的な文化活動や産業活動が活発に行われる地域社会の創造」をまちづくりの基本理念として、その実現に向けて六つの将来像が設定されております。その一つが、住民と行政の協働による自立するまちでございます。

この合併時の、そしてその当時つくられた総合計画の理念に基づいて、これを実現するということですが、東北で最初に合併をした町として、また住民の幸せを考えたときに取り組まなければならないことであると考えております。

町民との協働につきましては、20日の所信表明の中でもお話をさせていただきました。町民の皆さんと行政が対等な立場で同じ目線で地域の課題を解決する、そのために互いに知恵や力を出し合っていくというのが協働の姿であります。

具体的にどのようなことに着手しようかということですが、これも所信表明でお話をさせていただきましたように、まちづくり基本条例というものを町民の皆様方にも参加をしていただき、ともにつくってまいりたいと考えております。さらに、人材育成支援センター、これは主にボランティア活動の拠点として、そして民間レベルでの国際交流、地域間交流の拠点として機能するものであります。このようなものも設置をしてまいります。

また、この町で新たに業を興す方々、これは地元の方であったり、場合によってはUターンしてくる方もいらっしゃるかもしれません。そのような方々を支援し、新たな社会的企業、ソーシャルビジネスと言われておりますが、そういったものを興すための支援もしてまいりたい。さらに、指定管理者制度、こういったことも文化施設も含めて進めてまいりたいと考えております。

次に、自立するまちの理念についてでございます。

地域を支える四つの力というものがございます。一つは市場力、二つ目は地域力、三つ目は公共力、四つ目は市民力と言われております。福島大学の鈴木教授は、日本では市場力が肥大化し、地域力が衰

退し、そして公共力が撤退し、市民力は未成熟であるというふうに語っております。これからの自治のあり方を考えた場合に何が必要か。私は三極自立型という考え方をお示しをしております。一極集中にするということは、これは小野田、宮崎の支所機能、そして町の衰退に拍車をかけるものであり、まさにこれは公協力の撤退につながるものと考えています。ですから、私はこの公協力を撤退させてはならない、そのような意味から、この支所機能についても充実させていくというふうに皆様方にお話をしているところであります。

さらに、自治ということ考えた場合に、この支所を、庁舎を核として地域力を高めていく、これは平たく言えば地域のきずなであります。そして、未成熟である市民力、まさにこれはNPOといった新たな動きであります。こういった力を育てていく、こういったことが自立するまちの基本的な理念であります。この四つの力がバランスよく働かなければ地域を支えていくことはできないということでもあります。

次に、定住促進検討委員会の進捗状況についてお話をいたします。

定住促進検討委員会の進捗状況であります。昨年9月22日に第1回の委員会を開催いたしました。町外の人を加美町に呼びかけづくりから、住んでみたいと思える魅力づくり、そして町に住む人々にずっとこれからも住み続けたいと思っていただけるような環境づくりを検討していただきました。ことしの3月15日に第5回定住促進検討委員会を開催し中間報告をまとめていただく予定ではありましたが、3月11日の大震災により中止となり、5月20日までに各委員の意見を取りまとめて中間答申書を提出していただいたところであります。

今年度は、定住促進を図るための町有地の利活用についてということで3回ほど委員会を開催しております。できるだけ検討委員会に早期にこの答申をしていただけるように会議を開催していきたいと思っております。いずれにいたしましても、この町有地の有効活用ということが非常に重要な点でございます。

なお、つけ加えさせていただきますが、西田町有地に関しましては私の公約でありますので、あの場所を定住促進の場所とはせず、新庁舎の建設用地として進めてまいることをお伝え申し上げます。

大きな2番目といたしまして、放射線量の地域差と子どもへの対応、対策についてでございます。

文部科学省及び宮城県によります航空機モニタリングの調査が行われまして、7月20日に公表されたところであります。その結果を見ますと、加美町では南鹿原、西上野目、南永志田、切込を結ぶラインから県境までと、中島、羽場、下多田川を結ぶラインから東側、町境までの区域は0.1マイクロシーベルト以下、上多田川と白子田の一部山岳部で0.2マイクロシーベルトから0.5マイクロシーベルト、ここが一番高くなっております。そのほかの地域では0.1マイクロシーベルトから0.2マイクロシ

ーベルトが観測されております。

地震前のデータというものは実はございませんので、これが高いか低いかということは一概に言えません。私の手元にあります、これは電気事業連合会というところが出していますこういった放射線Q&Aというのがあるんですけども、この資料によりますと、実は自然界、自然放射量ですね、これは全国平均で0.99マイクロシーベルトとなっております。東北は0.99以下ということでございますが、西の方に行きますと1.1以上というところも見受けられます。これは、大地に含まれる岩石の種類の違いということもあるようです。花崗岩などは放射性物質を多量に含んでいるということで、花崗岩の多い西日本の方が放射線量が多いということも言われております。また、放射線を遮る水のある場所などでは少なくなっているということもあるようです。ですから、今私が申し上げたのが果たして地震の前からそのような状況であったのか、あるいはその後ふえたのか、そういったことについては比較するすべもございませんので何とも申し上げることはできません。

次に、放射線の測定でございます。もちろんこれは住民の不安解消のために継続して行っている必要があります。8月30日に、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染への対処に関する特別措置法」、大分長い名称でございますが、公布をされました。この法律に基づき、計画的かつ抜本的に放射能の除染作業が推進されることとなっております。内容を見ますと、年間の累積被ばく線量が20ミリシーベルトを超える地域にあつては、段階的かつ迅速に縮小していくこと。超えない地域にあつては、被ばく線量を年間1ミリシーベルト以下となることを目標としています。

町内では、毎時3.8マイクロシーベルトを超える地点はございません。とは言ふものの、これからも油断することなく測定値を注意深く見守っていく必要がございます。

次に、保育所、幼稚園、小学校等においてこれまでとってきた対策についてでございます。

教育長から詳しくお答えをいたしますが、簡単に御説明いたしますと、7月4日から県から貸与された線量計により測定をしてまいっております。また、一昨日御説明いたしましたように、新たに23台購入いたしまして、支所、小中学校、こども園等で測定をしております。

私のところには、毎日その測定値がこのような一覧表になって届いております。直近の数値ですと、一番高いところがおのだにし園、ここが0.32マイクロシーベルトと、失礼いたします、賀美石幼稚園、ここが0.33となっております。このように、毎日結果の報告を受けているところであります。どういったことを学校や、あるいは幼稚園、保育所、こども園で行っているかといいますと、一つは、外遊びや外での活動は必要に応じて調整し、室内に入る際は手洗い・うがいをしっかりと指導をしているところであります。

二つ目に、施設内の除草等はこまめに行い、除染に努めております。玄関や敷地内において、水で洗い流せる場所の清掃はできるだけそのような形で毎日行っているところであります。三つ目としましては、年間を通して日々供される給食についてもできる限り町内の安全な食材の使用や産地の確認等を行うなど、地産地消の給食ができるよう関係機関と調整を図っているところであります。今後も定期的に放射線量の測定を実施し、必要な対応をとってまいりたいと思います。

最後に今後の対応であります。一昨日答弁をいたしましたように、今回の補正予算に計上しております委託料100万円、これは幼稚園や保育所、小中学校の砂場や校庭の放射線量を検査していただくためのものであります。委託先は、宮城県公衆衛生協会でございます。

今後とも子どもたちが安全に遊び、学ぶ環境づくりに取り組んでまいりたいことを約束いたしまして、伊藤議員に対する答弁といたします。

○議長（一條 光君） 教育長。

〔教育長 土田徹郎君 登壇〕

○教育長（土田徹郎君） それでは、伊藤議員の放射能対策ということについてお答えをいたしたいと思っております。

今、町長の方からもありましたが、重複するところもあると思っております。町内の小中学校、幼稚園、こども園、そして中新田保育所、それから二つの私立の幼稚園について、空間放射線量の測定は7月4日から開始しました。今月に入ってから週2回のペースで測定をしております。当初は台数に限りがありましたので共用ということでしたが、現在、順次台数がそろっており、各学校、園に専用ということになっております。専用となつてからは週2回の定期の測定以外に、学校、園では校地内外を測定することができるようになりました。そして、子どもたちの安全、それから保護者等の不安の解消ということに努めております。

議員御指摘のとおり、測定値については地域により、園、学校等によりばらつきがありますが、比較的線量の高い学校、園では独自に除染作業に努めております。例えば、例を挙げますと、雨水のたまりやすい場所の土を入れかえる。それから、校庭をグレイダーでならした。また、枯れ草等は深い穴を掘って埋める等、それから側溝を上げ、そして水で洗浄するということ、また、子どもが歩くところ、アスファルトでも水で流しているというふうなこと。それから外での活動ですが、これについては比較的短時間といえますか、余り長時間にならないようにそれぞれの活動に工夫をしております。また、外から室内に入る際の手洗い、うがい等については徹底して指導しております。

いずれにしましても、子どもたちにとって0.01マイクロシーベルトでも被ばく量をできるかぎり抑

える、少なくするというふうな観点から、今後とも関係各課の協力を得ながら対策をとっていききたいと。そしてまた、過度にストレスを与えないということにも配慮しながら対策をとっていききたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 最初の質問について答弁をいただきましたが、早速着手しようと考えている具体例の幾つかについて答弁をいただきました。その中で、まちづくり基本条例については早速着手の意向であるということがわかりましたが、まちづくりの基本は、情報の共有と住民の参画にあると、よくまちづくり基本条例、ほかの例を幾つか見てみましたが書かれてあります。住民の参画について確認したいと思います。

昨年6月の定例議会でも質問していますが、答弁では、参画の機会はたくさんありますというふうに答えていらっしゃいました。27委員会があつて、総勢500名ほどの方が参加していると。今年度はもっとあるかもしれませんが、その際、執行機関と附属機関の関係で、諮問に答えてもらうという関係にあるのだというような答弁でした。そこで、今年度から参画ということをごどのように考えるかということになりますが、施政方針の演説の中では、対等な立場で互いに知恵や労力を出し合いながら協力していくということであるというように説明していました。意思決定にかかわる参画の機会というのはどういうふうに考えているのかお伺いします。

それから、公募枠の拡大についても検討の余地はあるのかということについてもなかなか良い返事がありませんでしたが、それについても触れていただければと思います。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） それではお答えいたします。

前回といいますか、6月だったでしょうか、これまでも町民に参画をしていただいていますというふうな答弁だったということでしたが、高崎大学の、ちょっと名前を失念いたしました、ある教授がこのように言っております。これまでの参画は行政が敷いたルールの上での参画であった。これからの参画はともにルールを敷くことから始めると私は考えております。ですから、まちづくり基本条例をつくるに当たっても、これは山形県の庄内市ですけれども、20人のうちの10名は公募枠で、そしてあと5名は関係団体から。そういった形で、まさにまちづくり基本条例はルールを敷く作業であります。こういったところから町民にかかわっていただくと、これが私の共同参画に対する考え方でありま。

もう1点が、ですから、先ほどの枠ということもありましたが、最大限町民の方々に応募をしていただきまして参加をしていただきたいというふうに思っております。以上で

す。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 今のを念頭に置きながら進めたいと思いますが、公募枠も拡大していくし、ルールを敷く作業というふうに意思決定の機会をとらえているというふうに大まかに捉えましたが、私は、確かに昨年もお話した覚えがあるんですが、行政が決めたことについて汗を流してください、この部分を担当してくださいというのは共同ではないだろうというように私は思っています。それで、例えば本当にささやかなものであってもこの町のここを何とかしたいとか、具体的に言えば、例えば今、河川敷公園にローズガーデンがあるんですが、バラ園、かつてはバラが咲きほこって、すてきなアーチにバラが絡みついてよかったと思いますが、今や、ちょっとバラはどこかなと思うような感じの公園になっています。それで、そういうところを嘆かわしく思って何とかしたいね、ここを何とかしたいと思っている。それから、鳴瀬川の河川も荒れ放題で、あそこは一度洪水などが来たらたちまち駄目になるねというように嘆いている人たちがたくさんいます。そういった、何とかしたい、この町の課題はここにあるということを引き上げていただいて、それについて行政が支援をしていただいて、コーディネートしていただいてやっていくというやり方も、ささやかではありますが、課題を引き上げていただくという意味ではルールを敷く作業と合致するのではないかなというように私は思います。住民参画のための機関とかシステムは既にありますし、それから人材はいっぱいいると思います。どこにでもたくさん素晴らしい人たちはいて、技や知恵や知識、経験を持っている人材はたくさんいます。そういった人たちがぜひ参加したくなるような公募の仕方、そういった気運を盛り上げていただくような公募の仕方をぜひやってほしいと思います。

次の質問に移ります、時間がないので。

定住促進検討委員会の件ですが、23年度が答申の予定になっていました。それで、震災のせいで5月のそれが延びて、5月20日に中間のまとめがあったということなんですが、一昨日の答弁で、今もお伺いしました。西田の町有地に関しては分譲をしない、それを確かに聞いて今ほっとしています。

もう一つ確認なんですが、定住促進検討委員会は、庁舎建設の関係とリンクさせて設置したものであると昨年は答弁をいただいています。この考え方は今も生きているのかどうか、確認をします。お願いします。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 先ほど申し上げましたように、西田庁舎は定住促進のエリアとしては全く考えておりません。ですから、そういった意味で、かつてはそうだったかもしれませんが、西田の土地に関してはリンクはしていないということをごさいます。ほかの土地に関してはもともとリンク

をしていなかったと思いますので、これは純然たる定住促進というような形で進めて、また、答申もまとめていただきたいというふうに考えております。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） それでは、切り離して考えていいということを確認しました。

それから関連して、ワークショップが開かれていました。宮崎、小野田でも開かれて、今年3月に質問した際には、ワークショップでまとめられた幾つかの案がありました。それについては、予算の枠をクリアできるものは今すぐにでも提案に移す考えであるというふうに答弁をされていましたが、その後、宮崎、小野田のワークショップでいただいた町有地の利活用について、どの程度まで進んでいるのかお伺いします

○議長（一條 光君） 政策推進室長。

○政策推進室長（今野幸伸君） 政策推進室長、お答えいたします。

ワークショップは去年5カ所行いました。そのワークショップをもとに、今年度、定住促進検討委員会の方々も同じような場所、同じところで、そのワークショップから出た意見等々を参考に、現在、定住促進のためにどのような利用方法があるのかということで検討させていただいております。今年度3回ほど会議を開いておりますけれども、まだその方向性というか、具体的な方向はまだ出ていないので、施策的なものというのはまだ具体的なことは出ておりません。以上でございます。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） ワークショップに参加した人たちはすごい希望を持って参加していたという声を聞きます。もしかしたら自分たちの希望がかなえられるのではないかとというふうに宮崎、小野田の人たちが期待をしているということを念頭に置きながら、参考にして定住促進の委員会に反映させていくということなのですが、上がった意見はやはり大事にさせていただきたいなと思います。老人と子どもが憩えるような施設、あるいは場づくりとか公園とか、あるいは除雪した雪を堆積しておいて、春にはまた別な使い道とか、とても具体的で良いものがたくさんあったかと思いますが、無駄にしてほしくないと思います。

それから、先ほども説明がありましたが、定住促進検討委員会、昨年から7回ほど開かれているようです。経費とか時間を無駄にしないためにも、私はまちづくり基本条例の具体的なモデルにしてもいいのではないかなと思っているんですが、有効に活用するためにもそういった考えはないのかどうか伺います。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 先ほどお話のあったワークショップの御提案とか、委員会のこれまでの中間報

告の内容とか、まだ私も詳しく見ておりませんのでどういった御提案があったのか、どういった話し合いがなされたのか掌握はしておりませんが、いずれにいたしましても、私がお話ししています三極自立というまちづくりの理念に基づいて皆様から上げられた御意見、これは三極自立のために、あるいは先ほど、ほかの理念もそうですけれども、町民との協働、そして自然との共生、こういった理念に合致するもの、そしてそれが地域を豊かにするもの、人々が安心して暮らし続けるためになるもの、こういったものにつきましてはその御提言を取り入れて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 今後検討していただくということで期待しております。

障害者自立支援法のあり方を見ていても、当事者、当該者を入れて今後は話し合うという方向に、国としてもそういう方向にあります。ぜひ、子育て中の、今も入っていらっしゃるかと思うんですが、当事者、当該者を入れた委員会づくりということを考えてほしいと思いますし、基本条例の際にもそういう観点から公募をしていただければというふうに思います。

では、次に大きな質問の二つ目に入ります。

県内の学校、幼稚園、保育所の校庭、園庭などにおける空間放射線量率が宮城県のホームページに出ています。それを9月13日に見ました。

そこに書いてあったのですが、文科省では、今年度学校において児童生徒が受ける線量について、当面年間1ミリシーベルトを目指すと、そういうふう書いてありました。年間1ミリシーベルトの範囲に収まるためには、毎時0.15マイクロシーベルト以下になる必要があるのではないかと、そういうふうな計算になります。先ほど0.168幾らの線量についてどう受けとめているかという質問に対して、電気事業連合会の自然放射線量を参考に地震前と比較して、これが多くなっているのかどうか何とも言えないというふうにおっしゃっていたんですが、ちょっとここは私は疑問に思います、それでは。年間1ミリシーベルトにしようというのは今年の5月27日に文科省が訂正しました。ほとんどの市民団体とか、市民科学者とかの意向を受け入れて、なるべく年間1ミリシーベルトにしますというように文科省でも出しています。そういう意味からも、線量率について、これは普通の事態ではない。非常まではいかないけれども、異常な事態であるというふうな認識は持っていただけないかなと思います。例えば、いわき市は毎時0.17マイクロシーベルトです。0.30以上とかというのは南相馬市と同じくらいの線量率なのです。ですから、自然放射線量と比べて大したことがないかもしれないという認識はちょっと改めていただけないかなというふうに思いますがどうでしょう。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） お答えいたします。

大したことがないという意味でお話をしたわけではありません。いわゆる地震前の放射線量というのは測定をしておりませんので、比較対象がないということです。ですから私、これが高いのかどうかということは、地震前の比較対象がないものですからそういうふうに申し上げたことであります。

さらに、この1年間の放射線量、これは1ミリシーベルト以下というふうな基準が出されておりますけれども、現在、加美町の小中学校の、これは文科省が出している計算式がありますが、その計算式によりますと、どこの学校のお子さん方、幼稚園の園児さん方も1年間被ばくする線量が年間1ミリシーベルトを超えるお子さんはいないと。これは詳しくは教育委員会の総務課長の方からお答えいただきたいんですが、高いところで0.6、0.3か0.4か、そんなところ、そういったところであります。現在、年間被ばく線量が加美町では子どもたちが1ミリシーベルトを超えるケースは想定されていないと。文科省が出した基準による計算式によりますとそのようになっております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 教育総務課長。

○教育総務課長（竹中直昭君） 教育総務課長、お答えします。

0.6という測定をしているところはまずございませんということは初めに申し上げておきます。学校の校庭、一番高いところで上多田川が0.4というようなところがありますけれども、これは学校において受ける線量の計算という参考例があるんですけれども、例えばこれを当てはめてみますと、具体的に校庭・園庭の空間線量を0.4、それから学校の屋内での空間線量率を0.1と計算しまして、1日当たり校庭での活動時間2時間、それから屋内での活動時間4.5時間、それから学校の通学日数年200日と計算します。そしてあと、学校において児童生徒が受ける自然放射線というのもございます。それも加えます。それからあと、今の学校において受ける線量の計算をしますと、今の数式で0.167ミリシーベルトです、年間被ばくですね。あとそのほかに、当然200日以外自宅において受けるわけですが、これも計算式としては屋外を0.4、室内0.1というような計算式で用います。それからあと、休日だと当然自宅にいる時間も長いですし、これも屋外と屋内の線量率は同じで計算しています。そして、1日当たりの屋内の活動時間を、これは自宅で20時間、それから1年間の日数も200日を引いた165日と計算しまして、細かい計算式があるんですが、それら三つを合わせますと大体0.649というような、単位はミリシーベルトです。これも当然屋外活動、先ほど学校で平均2時間はないというふうに平均値は出ているようですけれども、これを、屋外活動を非常に長くすれば年間1ミリシーベルト近くには当然なっていくわけですが、大体子どもの平均活動パターンを以上のような計算式で、さまざまな計算式はあると思いますけれども、一応文科省の方で示された参考例の計算式を私も当てはめて、大体、各学校、園、そういったものを図っております。

あと、それぞれ独自に、教育長の方からも申しあげましたけれども、例えば側溝を除染するとか、そういった対策は、これは線量率が一律でないのでどのようにという、一律の措置はとっておりませんけれども、以上のようなことです。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 詳しくお話いただきました。

参考までに、私たちが日常目にする放射線管理区域に指定されているのは、毎時0.6マイクロシーベルト以上出ていると放射線管理区域とされます。赤いマークがついている、病院などでもよく見るとかと思うんですが、そういうマークがつけられるところは放射線管理区域とされて0.36マイクロシーベルト以上となっています。0.341マイクロシーベルトを観測した上多田川小学校付近とかというところはやはり配慮を要する地域とでも押さえておく必要があると考えますがどうでしょうか。

○議長（一條 光君） 教育総務課長。

○教育総務課長（竹中直昭君） 教育総務課長です。

私ども、今言ったように、先ほどの計算式で1ミリシーベルトにならないからといって決して楽観しているわけではございませんので、子どもにはできるだけ放射線の被ばくをさせないようなということで、具体的に申し上げますと、上多田川小学校、先週、先々週でしたか、建設課の方に頼みまして、表土をはぐわけではないですけれども、グレーダーでならしていただきました。そうしましたら、結果として、これは直近の数字で9月22日測定の数字ですけれども、0.2というような、そういったような若干の、グレーダーをかけたりしただけでも校庭の線量率が低くなるということ、上多田川だけではなくほかの学校でもグレーダーをかけたりしているところはあるんですけれども、そういったところでやっていますので、できるだけ心配のないような措置を学校独自でやっている場合もございますし、学校独自でできない場合は、小野田、宮崎両支所の重機とかございますので、あるいは中新田地区でしたら建設課の方に頼んでいろいろ講じたりすることもございますので、できるだけ線量率を低くするような措置はとっているつもりです。ほかにいい方法がありましたらいろいろ情報として教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 教育委員会の方で測定した測定結果一覧を7月から9月までのものをいただいで見ていました。測定値が7月の後半から8月の初旬にかけてはかなり低くなっているにもかかわらず、9月に入って再びまた濃度が高くなっていくという測定値の傾向を示しているわけなんです、こういったことには何が関係があるかとらえているのか。前後の天候とかについての考察とか何か、天候との関連についてはどう捉えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（一條 光君） 教育総務課長。

○教育総務課長（竹中直昭君） 率直に申し上げて、はっきりしたことはわかりませんが、測定結果、私も実際に測ったりしていますけれども、天候にも若干影響があるというふうにも思われますし、やはり空気も澄んで風通しがよくなったりすると若干低めに出るということもございますし、曇ったりして、もやっとした時は若干測定結果として数値が上がったりするというものではございますけれども、はっきり確証はございませんが、天候にも影響されると思います。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 雨と風と気流という関係があるということなんです、25年前の1986年のチェルノブイリ原発事故のときも言われていたことですが、汚染の程度は原子炉からの距離ではなくて、風や雨、気流によるというようなことは今回も証明されているようです。半年もたったら測定値が下がっても良いはずなのに、まだ高濃度な測定値が検出されているわけなんです、測定した結果を、例えば災害ニュースを6月くらいまでは随分頻繁に出していらっしゃいましたので、今後もそういった災害ニュースのような形で測定値のようすとか経過とか、やっていることを伝えるということが必要ではないかなと思うのですが、もちろん広報には1カ月1回載りますけれども、災害ニュースという形で経過を知らせるといのはどうかというふうに提案します。どうでしょうか。

○議長（一條 光君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長です。

広報等で1カ月1回ということ。あと、ホームページでお知らせしておりますので、ホームページをご覧いただければ随時確認できますけれども、ホームページ等をごらんになれない方のためにということであれば、そのことについては検討させていただきます。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） ホームページには載っているということはわかりますが、ホームページで見ることができない方たちもたくさんいらっしゃいますので、ぜひそういった方面を検討していただけたらと思います。余り町長さんの写真は要りませんが、ぜひニュースを出していただけたらと思います。

それから今、国とか放射線安全委員会とかのマニュアルを待つてやるというのはなかなか、それでは実際に間に合わない。対処療法的なことが必要になっているわけで、仙台とか仙南では既に市民団体が放射能測定室をつくりました。みんなでお金を出し合って、300万円から400万円ぐらいかけて食品を測定するものとかの機械を購入して、10月1日、あるいは10月中旬からスタートするようにつくっています。国を待っていたら遅いというか間に合わないというような市民の危機管理意識とか心配があつてそういう動きになっています。

私は、防災上も今回の体験を教訓として記憶したり身につけておく必要があるのではないかと思います。昨日もそういった防災関係については、震災の記憶とか震災の教訓をという話がありました。原発事故ももう二度と決してあり得ないというわけでもなくて、女川にもあるわけですから絶対にあり得ないとも言えませんので、今後のためにもそういったことを教訓としてきちんと記録し、教訓としてまとめておく、今後の対策を考えておく必要があるのではないかと思います。

先ほどもお話ししましたが、チェルノブイリの原発事故はヨーロッパ全体の環境を汚染しました。みんなも記憶があるかと思いますが、そのときにチョコレート、ナッツ、ミルク、バター、そういったものをなるべく食さないようにみんなちょっとは注意したかとは思いますが、日本でそのときに、あんなに離れている日本で6.5マイクロシーベルトの測定値を観測しています。それから、チェルノブイリからイギリスなどは高濃度のスポット地点になっています。そういったことを過去の教訓から学ぶ、過去の例から学ぶという意味でも、今回の私たちが受けた原発事故による被災についても教訓はたくさんあるかと思っています。教育委員会の方から子どもたちに対してはきちんと、登下校の指導とか、あるいは校庭の除染についても配慮されているようですが、私がぜひ教育長さんをお願いしたいのは、現在起きている事象について、子どもの成長に応じて身を守る最小限の知識、知恵、すべを伝えるべきだと思っています。もちろん、小中学校にはそういった放射能のことを学ぶほどの指導要領の中身にはなっていません。でも、さまざまな時間を使って今起きていることについて対処する、子どもなりの対策、防ぐ、身を守るすべ、知恵、知識について話す機会をぜひとっていただきたいと思いますが、どう考えますか。お願いします。

○議長（一條 光君） 教育長。

○教育長（土田徹郎君） 原発、放射能関連だけでなく、今回の震災で、やはり防災教育ということの充実、やはり子どもたち一人一人がそれを学び、身につけていかなければならないというようなことがありますので、それらについてさらに学校での指導の充実というふうなことを力を入れていきたいというように思っております。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 最後になりますが、たしか町長さんが、J Aと協力して今後の対策を考えていきたいというようなことをおっしゃっていたかと思いますが。私は、子どもたちもそうですが、妊婦さんとかも含めて、食の安全といったことについてもJ Aとの協力をしていただけないかと思っておりますが、具体的に何か考えていることがありましたらお願いいたします。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 今後、J Aのみならず、さまざまな関係機関と協力をしながら具体的な方策を

講じてまいりたいと考えております。

○議長（一條 光君） 伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） では、ぜひ、これからキノコのシーズンに入ります。先日、仙台市科学館でキノコの展示がありました。その際、やはり泉の方の、それから仙南の方のキノコにはセシウムの検出がされている表示がありました。県内のキノコの産地である加美町についてもそういった方面への警鐘も鳴らしていただけたらと思います。

これで私の質問を終わりにします。

○議長（一條 光君） 以上をもちまして、18番伊藤由子さんの一般質問は終了いたしました。

○議長（一條 光君） 通告9番、3番三浦英典君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔3番 三浦英典君 登壇〕

○3番（三浦英典君） 初めに、町長、当選大変おめでとうございます。そしてまた、副町長におきましては就任大変おめでとうございます。よろしく願いいたします。

私は、本題に入る前に、これまで町長が選挙戦におきましていろいろ有権者に話されたことについて、一つ確認をさせていただきたいと思います。

選挙戦に入りまして、8月末にさわざくら公園におきましてお話しされたことですが、「現在、加美町はハウシャノウリンに汚染されております」というお話をされまして有権者の笑いをいただいたところがありますけれども、これにつきましては、原発における被災者が避難をされ、あるいは広範囲において被害があったわけでございます。この状況下におかれましてこのような発言があったわけでございますが、これまで国の方では大臣が放射能問題について失言をされて辞職をされたとか、あるいはあるテレビ局が岩手県の米につきまして「セシウム君」という名前をつけて、リハーサル用のビデオを誤って流してしまったということについて謝罪をされております。このような状況下において、選挙の運動期間中ではありますが、このような発言について真意を伺いたいと思います。

○議長（一條 光君） 町長、その場で結構です。質問に入ります前にと言っていますので、この部分については町長にお願いします。議事整理権は当職にありますのでよろしく御理解をいただきたいと思えます。町長。

○町長（猪股洋文君） お答えいたします。

まず1点ですが、認識の違いがございます。選挙活動中というふうなお話でしたが、そのことは8月21日、告示前でございますので選挙活動にはまだ入っていない前の話でございます。ということをご1点申します。ですから、まだ候補になる前のお話でございます。ですから、いろいろとほかの事例を挙げられたようですけれども、それは公職に就いている者とそうでない者との発言の重みというの

は、これは全く違うということをまずお話をさせていただきます。

なお、誤解を招くような不適切な発言であるならば、もしそれでもって心傷ついた方がいるのであれば、その方にはおわびを申し上げます。以上でございます。

○3番（三浦英典君）では、本題に入りたいと思います。

今回の選挙戦の中で多くの町民の皆さんに訴えられたことがありまして、猪股町長におきましては三本の柱ということをお話をされて御理解をいただいたものなのだと思います。その中において、特に有権者に訴えてきたこと、これについてはこうなんだと、特に力点を置いた点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（一條 光君）質問者に申し上げます。一問一答形式ではありますけれども、通告しておりますものを一通り質問をして、町長がそれに総合的に答える形で、その後一問一答形式という形をとってききましたので、その方向で質問していただければと思います。

○3番（三浦英典君）これまで訴えてきた中にありまして、加美町は非常に財政がよろしくないということを強く訴えてこられたと思いますが、それに対して、財政がよくないのであれば、私はこういう改革案をもって対処していきたいというのをお話しされるのが普通なんだと思いますが、この辺については全くお話をされていないように感じました。この辺は行財政改革について本当に必要なんだという認識をお持ちなのかどうかを伺ってまいりたいと思っております。

②番の、これからの財政についてのお話は、財政のお話の中で進んでまいりますのでお話しさせていただきます。よろしいですか。（「出しているもの一通り質問してください」の声あり）

先ほどお話ししたように、財政状況についてお話しされておりましたので、これについて特にお話を伺うわけでございますが、町長は当選前日の新聞報道に、私はこれまで4年間準備をしてきました。いつでも財政をあずかる準備ができているということをおっしゃっております。ここまでおっしゃっているわけですから、財政改革についても具体策をもって当然お話をされて町を牽引されていくべきと思っておりますので、この辺についての具体策についてもお伺いいたしたいと思っております。

3番目に、行財政サービスの向上ということが町民の皆さんから常に求められてきておるわけでございますが、片方では、加美町は財政が大分よくなってきているという表現をこれまでされてきたわけでございますが、なお引き続き行財政改革を頑張っていかないと、手綱を締めていかないと、この財政は今後いい方向になお行くのは難しいのではないかというのがあると思っております。これについて、お金のかかる行政サービスというものと、片方では緊縮財政の中で行財政をやっていくということの整合性というものをどういうふうにつけていくのかという点についてお伺いしたいと思っております。

4番目に、財政がよくなったと思える数字はどの辺にあるのか。この辺を一つの目標にして、この

目標を置いて町はこの数字をクリアするために努力するんだと、みんな、職員も町民も努力していただくために協力をいただくようにお話をされるのがトップとしてのお話ではないかなと思っておりますので、どの辺に目標とすべき、良くなったなと思える数字はあるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（一條 光君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、三浦英典議員の御質問、大きく分けて二つだったと思いますけれども、答弁をいたしたいと思います。

選挙戦で訴えてきたこと、それから行財政改革、これは関連がありますからまとめてお答えいたしますけれども、英典議員が私の話を直接聞いたかどうかは私は知りませんが、具体的なことを私はお話をしてまいりました。私が示した、順番から言いますと、自然との共生、町民との協働、三極自立、この三つのまちづくりの理念に基づいて人と自然にやさしいまちをつくっていくということを訴えてまいりました。実は、この三つの理念に基づいてまちづくりをすることこそが行財政改革、そして町民へのサービスの向上を両立させる道であると信じております。

行財政改革、特に財政改革について、もちろんこれはできるだけコストを抑えると、行政コストを抑えるということが必要であります。一方で歳入を増やすという努力、この両方が相まって初めて、財政の健全化は図られるものであります。

自然との共生、この中で私は自然エネルギーに取り組むということを強調してまいりました。自然エネルギーに取り組むということは、私がまず真っ先に設置をしたいと考えていますのは公共施設への導入であります。このことによって光熱費等の維持管理費が節減できます。また、一昨日お答えしたように、例えば高知県の梶原町のようなところは年間4,000万円を超える売電料でもって森林の整備等に充てておるところであります。私は、節減された経費、あるいは将来の売電料、こういったものを高校までの医療費無料化等に充てて子育てしやすい町、いわゆるサービスを向上させていくと。ですから、自然エネルギーを導入することによって行政コストを下げ、住民のサービスを向上させていくということであります。

町民との協働も大きな柱であります。町民との協働を具体的に一つ挙げさせていただくならば、文化施設等の指定管理、こういったものも進めていきますというお話をしております。このことによって、この指定管理の一番のねらいは住民サービスを向上させることでもあります。さらに、このことによって町が直営でやるよりも行政コストを下げるのが可能になります。

三極自立についても同じであります。私は、この小野田、そして宮崎の庁舎も有効に活用していく

ことによって本庁舎の規模を3分の2程度に抑えることができるということを一昨日お話をいたしました。これによって建設コストが下がるのみならず、建設後の維持管理費が節減できます。なおかつ、小野田あるいは宮崎に支所があり、これが充実することによって住民のよりどころとなり、住民サービスの向上につながるわけでございます。

このように、私が選挙中訴えてきたこの三つのまちづくりの理念は、まさしく行財政改革と住民のサービス向上の両立を図るものでございます。

企業誘致についてもお話をさせていただきました。これは固定資産税等、歳入を増やすためにも必要なことであります。10月1日付で新しい室を立ち上げます。一人ではとても、これは地域間競争ですから企業誘致はままなりません。体制を整えてチームとして企業誘致に積極的に取り組んでまいります。

早速、昨日、県の産業立地課にお伺いし、産業立地課長にその旨を話し、協力を取りつけてまいりました。産業課長は非常に可能性がある。なぜならば、セントラル自動車は12万台、そして関東自動車は35万台、フル稼働することを見据えてこれから企業がやってくる。今回の震災を受けて、特に、いつまでも名古屋から部品を持ってくるのでは駄目だと。九州は九州、東北は東北できちっと完結できるようにこれからはしていくと、それはトヨタの意向であります。そうしますと、これまで名古屋から部品を送っていた部品工場がこの宮城県にやってまいる可能性が非常に高くなります。そうした場合、その位置は当然大衡のセントラル自動車と、岩手県金ヶ崎の関東自動車の中間に位置する場所であり、この加美町もそれに該当するのであります。早速そのように県の方からもいろいろお話をいただき、協力も取りつけてまいりました。企業誘致についても選挙期間中、皆さんに訴え、お約束したとおり早速取り組んでまいります。これが行財政改革にとって非常に重要な施策の一つであるというふうに申し上げたいと思っております。

また、本議会の補正予算に計上しておりますけれども、起債の償還に当たっては、これまでは3年間据え置くということを行ってまいりました。3年間据え置き、その後15年間で、例えば返済するというようなことを行っておりました。しかし、今回、22年度に起債を発行した臨時財政対策債につきましては、今年度から始まる償還に当たってはこれまでの利子を支払うだけの、いわゆる3年間据え置きは行わずに1年目から元利償還を行うことといたします。これによりまして920万円の利息の軽減が図られると試算をしております。少しでも削減できるものは削減をし、効率的な財政運営に努めてまいります。

先ほど申しました企業誘致、さらには観光客の誘致にも力を注いでまいります。

結城登美雄先生という、三浦議員がよくご存じの結城登美雄先生がかつてこのようなことをおっし

やいました。「旅とは他の火」であると、他人の火であると。人々は日常に疲れ、他の火に当たりにくると、それが旅であると。この加美町が、日常に疲れ、そしていやしを求めて、安らぎを求めて多くの方に来ていただけるような、そのような町にぜひしてまいりたいというふうに考えています。そしてよく言われることは、3時間滞在しなければお金が落ちないということなんです。ある施設を見て帰ったのではお金はその地域には落ちません。3時間滞在できる仕組みをつくれば、朝来てもお昼になりますから、それではお昼を食べましょうと、ついでにお土産を買おうということになります。ですから、これは商店街も含めて3時間滞在していただくためにはどうしたらいいか、こういったことも商店街の皆様方、地域の皆様方、いろいろな方々の、専門家の知恵もお借りしながらまちづくりを進め、もっと多くの観光客にこの町に来ていただくように努力をしてみたいと。そして、町民の方々と一緒になって取り組んでまいりたいと考えています。

以上、答弁を終わらせていただきます。

○議長（一條 光君） 三浦英典君。

○3番（三浦英典君） 4番目の財政がよくなったかという数字についてはまた話の流れの中で進めて伺ってもよろしいので後にしたいと思います。

これまで、町長は加美町の借財が287億円とか283億円とかおっしゃってきたわけですが、一般会計の借金と特別会計の借金を一緒にしてお話をされてきた向きがあったと思います。本来、一般会計の性格のものと特別会計の性格のものを一緒にして論じることがどうなのかと思ってきたわけですが、企画財政課長さんにお伺いしたいと思います、この辺のそれぞれの会計の位置づけ、考え方の基本についてお話をいただきたいと思います。

○議長（一條 光君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 町の財政は一般会計、特別会計、企業会計というものもございませけれども、一般会計で普通は予算化をして、できればすべて一番適当なのですが、やはり事業の目的によってどうしても特別会計というのが必要になってくる。例えば下水道ですとか、そういうものが出てくると。それは受益者の負担によって行われるということが前提ですから、一般会計と違うというこというふうには言うことができるかと思えます。ただ、さまざまな事業を行う場合に、起債を発行して、下水道であれ、駐車場であれ、あるいは浄化槽であれ、そういうところで起債を行う場合に、町からの一般会計からの繰り出しというものがあります。一般会計と特別会計の違いは何だということになれば、一般会計は税収というのがあると、税金の収入があると、特別会計には税の収入というのはないと、負担金とか使用料とか、そういうもので成り立っていると。ただ、そこに一般会計から繰り出しというのがある、繰出基準というものがあるんですけども、その繰出基準で5割とか6割とか、そう

いうもので特別会計の方に税によって入ってきたものを繰り出ししていますので、特別会計においても特別会計の持っている借金、起債についても一般会計から充てんされているということは言えますので、あながち一般会計と特別会計の起債は全く別だということもできないと思います。そういう意味では、町長が285億円というふうに、たしか選挙公報に書かれていたと思いますが、この285億円というのは今年の6月ごろの数字だったかと思いますが、それは特別会計も一般会計からの交付税が入ってきますので、事業を行うと特別会計でやったものについても交付税が入ってきます。それは交付税を繰り出ししていくと、基準内の繰り出しということである特定の数値があるんですが、それを繰り出しをしているので、一般会計と特別会計と分かれてはいるものの、そういう起債という面では合計して考えるということも決して間違っているというふうには思っておりません。以上です。

○議長（一條 光君） 三浦英典君。

○3番（三浦英典君） 連動しておりますから、その辺は一緒に考えることもできるということでございますが、本来、目的のために借金を起こして、そういう事業を起こして受益者の負担で、例えば何件の件数があって、何戸の使用料があって、何年で返済ができるという計画がきちっとあるわけですよ。そういう借金のものと、片方は計画がきちっとできあがって返済まで計画がなされていると。こういうものと一般会計が、連動はしていると言いますが、私は多少別のものとして物を言っていたかないと非常に問題があるかなという気がするところもあります。

それで、今おっしゃられたように、特別会計に多少不足が生じた場合に、これまでに持ち出しというか、一般会計からの補足、補充というものもあってきたわけですね。そういうものも考えると、一般会計の中身はなお表に見えないながらもそういう補てんもしてきていて、本来はもっと一般会計の中身はよくなっているというところもあるわけですね。そういうものも含めて考えていただかないと、借金総額でこれだけの大きな借金があるという単純な表現だけではちょっと説明が不足なのではないかという気がいたします。この辺について、町長お考えをお願いします。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 選挙公報等については紙面が限られておりますので、細々と、そして高齢化社会にあつて小さな字で細々書いたから、それは説明責任を果たしているとは言えません。ですから、私はこれはやはりできるだけ見やすく、必要最小限の情報を提供させていただいたということでありませう。

○議長（一條 光君） 三浦英典君。

○3番（三浦英典君） 私は、必ずしも選挙公報とか選挙の中だけの話ではなくて、今、町長になられたわけですから、この辺の考え方についてもお伺いをもう少しお願いしたいと思います。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） そういったことも含めまして、今後、情報は積極的に公開をしております。

ちなみに、これは21年度決算調べでございますが、最新の決算でございますが、これはホームページでも見ることができます。それによりますと、市町村の起債残高でございますが、町民1人に換算した場合、起債額、いわゆる借金の額ですね、これは加美町が一番多く74万7,000円であります。2番目が仙台市70万1,000円、3番目が村田町68万5,000円となっております。特別会計等も含めた全会計で見ますと、1番が仙台市123万7,000円、次いで村田町が111万5,000円、加美町が111万1,000円でありました。こういったことも含めて、町民に正確な情報をお伝えしてまいりたいと思っております。

さらに、先ほど私お答えしなかったのですが、いわゆる財政がよくなっていると思える数値はどういったところなのかというふうな御質問があったと思えますけれども、どの程度なのかと、ありましたね。その点について御説明をさせていただきます。

実質公債費比率、財政の健全化を示す一つの指標であります。この実質公債費比率、県の市町村の平均は10から15%未満となっております。これは21日にお話をさせていただいた数値であります。10から15%未満。まだこの平均的な範囲には入ってはおりません。23年度には仲間入りできそうではありますけれども、26年からは交付税の一本算定ということにもなりますので、そういったことも念頭に置きながら、これは慎重な財政運営を行ってまいり、そして目指すところはやはり常に10から13%台というふうを考えております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 三浦英典君。

○3番（三浦英典君） ありがとうございます。

1人当たりの借金に直すと加美町が一番大きいというお話でございますが、これまでの経過の中で、もともとの計画を上回って返済をされて大分数字がよくなってきているということでございます。この辺の、合併後8年を経過して18年をピークにして返済をしてきたわけですが、この辺の全体的な流れの中で、監査委員さんはこの辺の加美町の財政の状況、好転してきているわけですが、この状況を全般的にどのように評価しているのかいただきたいと思っておりますが、お願いします。

○議長（一條 光君） 代表監査委員。

○代表監査委員（小山元子君） それでは、監査委員申し上げます。

町の財政は決して豊かだとは申しませんが、近年、主要財務比率で申しますと、行財政改革が実施計画にのっとって着実に進んだ結果、各指標は改善されております。特に実質公債費比率は18年度の21%をピークに、22年度決算では15.9%と着実に改善している方向にあるかなと思います。ただ、町税及び国保税、それから各使用料等について多額の未済額があることが懸念される材料の一つです。

以上でございます。

○議長（一條 光君） 三浦英典君。

○3番（三浦英典君） ありがとうございます。

今、監査委員には実質的な数字というのではなくて、全般的な流れの中での感想を伺ったわけで、この辺は御容赦いただきたいと思います。

このように、加美町も非常に中身は好転してきているということでございます。それで、これを22年度の直近の数字で見えていきますと、現在22年度末に予定されている、22年度会計は明日から決算に入るわけですから、実質的には見込みということの表現をさせていただきますが、55億円の実質的な加美町の借金、払わなければならない加美町の本来の中身の借金が55億円であるということでございますね。この辺の数字を町民の皆さんにしっかりと把握をしていただく必要があると思います。この辺は交付金、交付税措置をされる金額も含めて、確かに185億円であったり183億円だったという表現をされておりますが、実質的な数字がきちっと町民の皆さんに評価していただけることが必要かなと思っておりますが、この辺についてはお考えはいかがでしょうか。

○議長（一條 光君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長でございます。

今御指摘の、いわゆる起債残高、それからそれに対する交付税措置額、実質負担額というものについては広報紙でその都度毎年出しておりますので、広報紙で明らかにしております。以上です。

○議長（一條 光君） 三浦英典君。

○3番（三浦英典君） できれば町民の皆さんがそういうものにしっかり目を向けて把握をしていただけるように、私からも町民の皆さんにお願いをしたいところでございます。

以上で私の質問は終わりたいと思っておりますが、町長におきましては、何色が好きでしょうか。色というものは人の性格をあらわすそうでございますが、できるならば何色が好みなのかをお願いしたいと思います。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） お答えいたします。

私は今から3年ほど前にデイサービスくれよんというものを立ち上げました。なぜ「くれよん」という名前をつけたのかとよく聞かれます。くれよんは1本1本色が違います。どの色も大切な色であります。私は、デイサービスのくれよんの理念として、「一人一人がかけがえのない存在である」とい理念を掲げさせていただきました。どの色も大切な色です。どの色も好きな色でございます。

金子みすずさんが言っていますように、みんな違ってみんないいということであります。以上でご

ざいます。

○議長（一條 光君） 三浦英典君。

○3番（三浦英典君） ありがとうございます。確かに、みなさんそれぞれの個性の色、くれよん、色にしてもそれぞれのよさを持ったものであろうとは思いますが、ぜひ町長には、加美町の将来においていろいろな色を使って色彩豊かな加美町の将来を描いていただくために、美しいくれよんの色を使って絵をお描きいただければと思っております。終わります。

○議長（一條 光君） 以上をもちまして、3番三浦英典君の一般質問は終了いたしました。